

## 介護職員等喀痰吸引等指示の評価の拡大

骨子【重点課題 1 - 4 - (5)】

### 第 1 基本的な考え方

介護職員等が喀痰吸引等の行為を実施するために必要な介護職員等喀痰吸引等指示を、特定の研修を受けた教員によって喀痰吸引等が行われる特別支援学校等の学校に対して保険医が行った場合の評価を行う。

### 第 2 具体的な内容

保険医が介護職員等喀痰吸引等指示書を交付できる事業者には特別支援学校等の学校を加える。

現 行	改定案
<p>【介護職員等喀痰吸引等指示書】 240点</p> <p>[対象事業者]</p> <p>① 介護保険関係 訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護を行う者 等</p> <p>② 障害者自立支援法関係 指定居宅介護の事業、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者、指定生活介護事業者 等 (新規)</p>	<p>【介護職員等喀痰吸引等指示書】 240点</p> <p>[対象事業者]</p> <p>① 介護保険関係 訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護を行う者 等</p> <p>② 障害者自立支援法関係 指定居宅介護の事業、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者、指定生活介護事業者 等</p> <p>③ 学校教育法関係 学校教育法一条校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校）（喀痰吸引等を実施</p>

	<p>するための適切な研修を修了した 教員が配置されている学校に限 る。)</p>
--	---